## 6. その他

- (1) 是正の要求等に関する調 (平成30年4月1日 から 令和3年3月31日 まで)
- 都道府県分
- ア 法第245条の5による是正の要求・是正の要求の指示に関するもの <該当なし>
- イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの <市町村のみ調査対象>
- ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの

都道府県名	是正の指示の内容	指示年月日	国の担当 府省庁名	違反の是正又は改善の ために講じた措置
沖縄県	沖縄県漁業調整規則第41条第1項に基づくサンゴ類の特別採捕許可申請を許可しないことは、漁業法第65条第2項第1号及び水産資源保護法第4条第2項第1号の規定に違反するため、許可処分することを指示する。	R2. 2. 28		是正の指示の取消を求めて国地方係争処理委員会に審査を申し出たが認められなかったため、令和2年7月22日関与取消訴訟を提起し係争中。
計	1件			

- エ 法第245条の8による代執行等に関するもの <該当なし>
- ② 市町村分
- ア 法第245条の5による是正の要求に関するもの <該当なし>
- イ 法第245条の6による是正の勧告に関するもの

都道府県名	市町村名	是正の勧告の内容	勧告年月日	当該勧告に係る事務を担 任する長・教育委員会・ 選挙管理委員会の別	違反の是正又は改善の ために講じた措置
徳島県	小松島市	水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条に基づく排出基準が不適合であったため、排出基準に適合しない排出水を排出しないよう勧告を受けた。	R2. 12. 25	長	浄化槽内の水のpHを基準値内に改善する とともに、徳島県危機管理環境部長あて 改善報告・計画書を提出した
計	1団体	1件			

- ウ 法第245条の7による是正の指示に関するもの
  - (ア) 第1号法定受託事務に関するもの <該当なし>
  - (イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>
- エ 法第245条の8による代執行等に関するもの
  - (ア) 第1号法定受託事務に関するもの <該当なし>
  - (イ) 第2号法定受託事務に関するもの <該当なし>